ホ　商品の種類
ヘ～リ　［略］
二～五　［略］
（変更の届出）
第二十条　［略］
２・３　［略］
４　第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において準用する法第十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

第三章　信用購入あつせん

第一節　包括信用購入あつせん

第一款　業務

（包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報の提供等）
第三十六条　法第三十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。
三　［略］
四　法第三十条第一項第二号の事項は、第五項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず包括信用購入あつせんに係る手数料として包括信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの
イ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を提供すべき事項（以下「提供事項」という。）を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法
ハ　包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項、第五十条、第五十三条、第五十五条の四及び第六十八条の七において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ホ　商品若しくは権利又は役務の種類
ヘ～リ　［略］
二～五　［略］
（変更の届出）
第二十条　［略］
２・３　［略］
［新設］

第三章　信用購入あつせん

第一節　包括信用購入あつせん

第一款　業務

（包括信用購入あつせんの取引条件の表示の方法）
第三十六条　法第三十条第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
［新設］
二　［略］
三　法第三十条第一項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず包括信用購入あつせんに係る手数料として包括信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
［新設］